



平成20年度

## 浄化槽設置補助金の申込み

平成20年度中に設置が完了して、使用開始になる浄化槽で、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録している5～10人槽が補助対象となります。

### 補助対象の建物

個人の居住を目的とした建物又は同一建物の延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物が補助対象になります。

※ 店舗、事務所、作業所などは補助対象になりません。

### 補助対象の区域

公共下水道整備認可区域については補助対象になりません。(下図参照) 認可区域以外はすべて補助対象区域となります。

※ 補助対象区域か区域外かについては、事前にお問い合わせください。

### 申込期間

3月21日(金)から5月21日(水)まで

執務時間中

※ 土・日曜日、祝日を除く。

### 補助対象者の条件

※ 平成19年度の市町村税・国民健康保険税・介護保険料に滞納がない方

※ 浄化槽法第7条及び11条の水質に関する検定を受検する方

その他、詳しい内容については、事前にお問い合わせください。

### 補助対象者の決定方法

抽選により決定します。抽選の詳しい日時・内容などについては、締め切り後、申込者に郵送で直接お知らせします。(6月上旬を予定)

なお、補助対象基数に申込者数が達しない場合は、抽選は行わず、申込者全員に補助対象決定の通知を送付します。また、5月21日以降については予定基数を超えている場合は、キャンセル待ちによる申込みの受け付けとなります。

### 申込場所

役場生活環境課

### 申込方法

浄化槽設置予定の本人又は委任状持参の代理人が役場生活環境課窓口で申込みをしてください。

なお、申込み時には、設置場所、住宅の延べ床面積が確認できる書類(人槽がわかる書類)、印鑑(シャチハタ不可)を持ってきてください。

代理人の場合は、設置者本人・代理人両方の印鑑が必要です。電話での申込みはできません。

### 補助金額及び予定基数

予算の範囲内で補助金を交付します。なお、基数については、国・県に要望中のため、決定により減少することもあります。

### 問い合わせ

役場生活環境課生活環境係

☎ 985-4117

人槽区分	補助金額(予定)	基数(予定)
5人槽(転換分)	332,000円	16基
5人槽(新築等分)	267,000円	45基
6～7人槽(転換分)	414,000円	15基
6～7人槽(新築等分)	331,000円	42基
8～10人槽(転換分)	548,000円	3基
8～10人槽(新築等分)	439,000円	6基

